

株式会社 エコーシティー・駒ヶ岳 ケーブルプラス電話利用規約

第1条 (規約の適用)

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳（以下「CEK」という）は、KDDI株式会社が別に定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「約款」という）により提供される「ケーブルプラス電話サービス」に伴う、設備の設置・保守および料金の請求などをCEKの定める「ケーブルプラス電話利用規約」（以下「本規約」という）により行うものとする。

第2条 (規約の変更)

CEKは、CEKを介してKDDI株式会社と約款に定める「ケーブルプラス電話サービス契約」（以下「サービス契約」という）を締結する者（以下「加入者」という）の承諾や新たな通知をすることなく、本規約を変更することがある。その場合には「ケーブルプラス電話サービス」の提供に伴う設備の設置・保守および請求等は、変更後の本規約に基づき行われるものとする。

第3条 (加入契約)

CEKを介して「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けようとする者（以下「申込者」という）は、約款および本規約の内容を承知の上、CEKが指定する方法により、本サービスの利用をCEKに申し込むものとする。

2. CEKは、申込みまたは申込者が次の事項のいずれかに該当すると判断した場合には、申込みを承諾した後であっても申込みの解除をすることがある。

- (1) 申込者が約款、および本規約に違反する恐れがある場合。
- (2) 申込み内容に虚偽の記載があった場合。
- (3) 「ケーブルプラス電話サービス」の提供に必要な設備を設置することが著しく困難である場合。
- (4) 本サービスの料金等を滞納する恐れがあると認められるもの。
- (5) 公の秩序または善良な風俗に反する恐れがあるもの。
- (6) その他、申込書の受領が不適切であるとCEKが判断した場合。

3. ケーブルプラス電話サービスの最低利用期間は課金開始後2年とする。

第4条 終端装置(HGW)

CEKは、第3条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款および本規約に基づき、終端装置（ホームゲートウェイ：HGW）を加入者に貸与する。

2. 前項により、CEKから加入者に貸与された終端装置（HGW）に故障が生じた場合、CEKは無償で修理、交換、その他必要な処置を講ずるものとする。

但し、加入者が故意または過失により終端装置（HGW）を破損もしくは紛失した場合は、終端装置（HGW）購入金相当分（1台18,000円）をCEKに支払うものとする。また、CEKが認めた場合を除いて、加入者は終端装置（HGW）の交換を請求できない。

3. 貸与を受けた終端装置（HGW）は、解約時にCEKに返還するものとする。

4. 加入者は、CEKが必要に応じて行う終端装置（HGW）のバージョンアップ作業の実施に同意するものとする。

第5条 (工事及び工事費)

CEKまたはCEKの指定する業者は、加入者が「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けるのに必要となる電気通信設備（本規約で規定される終端装置も含む）以下「当社設備」という）の設置、その工事および保守等の一部をCEK所定の機器、工法などにより行うものとする。

2. 設備の設置、撤去、および保守の工事を行うために必要があるときは、CEKまたはCEKが指定する業者は、加入者の承諾を得て加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気、水道等を無償で使用できるものとする。この場合において、土地または建物所有者その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとする。

3. 標準工事費は別記の通りとし、いずれも加入者負担とする。標準外及び集合住宅等特別な工事を要する場合は実費とする。

4. 加入者の都合により、電気通信設備（終端装置含む）を移転・移動する場合の工事費は加入者負担とする。

5. CEKは、期間を設け、工事費を割り引く場合がある。

第6条 (保守責任及び免責事項)

加入者は、「ケーブルプラス電話」の利用ができないときは、自営端末設備または自営電気通信設備、および当社設備に問題がないことを確認の上、CEKにその旨を通知するものとする。この場合、CEKは必要に応じて、当社設備の調査、または修理のための手配を行うものとする。

2. 加入者の自営端末設備または自営電気通信設備、および当社設備の利用方法に起因する不具合であることが明白な場合、または、CEKおよびKDDI株式会社の責に帰することのできない事由による不具合の場合は、CEKは第1項に規定する手配を行う責を負わないものとする。

3. 不具合の原因が加入者の設備による場合、その修復に要する費用は加入者負担とする。

4. 加入者は、故意または過失により当社設備に障害をもたらした場合、その修理に要する費用を負担するものとする。

第7条 (KDDI提供サービスに係る債権の譲受等)

約款に基づき提供される「ケーブルプラス電話サービス」の料金等、KDDI株式会社の債権（以下「電話サービス料金」という）を、CEKが譲り受け、CEKが加入者に請求することを加入者は承認するものとする。この場合、CEK及びKDDI株式会社は、加入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとする。

第8条 (料金等の支払期日等)

加入者は、工事費および電話サービス料金を、口座からの自動振替、またはクレジットカードによる方法で、CEKの定める期日迄に支払うものとする。

2. 支払延滞の場合は、延滞金（年利14.6%）を申し受けることがある。

第9条 (加入契約解除)

加入者は、加入契約の解除（以下「解約」という）をしようとする場合、すみやかにCEKに書面でその旨を申し出るとともに、所定の手続きを経るものとする。

2. 加入者は、解約に伴い、すみやかに終端装置をCEKに返還する。
3. 最低利用期間内に契約の解除があった場合は、別記の解約金を申し受ける。
4. 解約に伴う撤去は、別記の撤去費を申し受ける。
5. 解約に伴う当社設備の撤去にあたり、加入者が所有もしくは占有する敷地、構築物、家屋等の復旧を要する場合は、その復旧費用は加入者負担とする。
6. 無電柱化等により、「ケーブルプラス電話サービス」の提供に必要な設備の代替構築が困難な場合、CEK及びKDDI株式会社は、加入者に予め理由を説明した上で、契約を解除できるものとする。

第10条 (CEKによる加入契約解除)

CEKは、加入者が工事費及び電話サービス料金の支払い遅延等、本規約に違反する行為があった場合、サービスの提供停止または加入契約の解除を行うことができるものとする。その場合、ケーブルテレビ・ケーブルインターネットの利用も解約できるものとする。

2. サービスの提供停止または加入契約の解除の措置を受けた加入者は、すみやかに端末機器をCEKに返還する。その場合、必要に応じて提供停止者の敷地内及び構築物等へ出入りして屋外配線等の回収ができるものとする。

3. CEKは、サービスの提供停止または加入契約解除の措置を受けた者の再加入申込みについて認めないことがある。

4. 支払い遅延によりCEKが直接回収不能と認めた場合、債券回収会社へ委託することがある。

第11条 (加入者個人情報の取り扱い)

CEKは、個人情報保護に関する法律、個人情報に関する基本指針に基づくほか、CEKが定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの規約に基づいて、加入者個人情報を適正に取り扱う。

2. CEKの宣言書には、CEKが保有する加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」）がCEKに対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱に関し必要な事項を定め、これをCEKのホームページ等において公表する。

3. CEKは、利用目的の達成に必要な範囲において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の情報に保つよう努める。

第12条 (届出事項の変更)

加入者は、ケーブルテレビ電話サービス申込書の記載内容に変更があった場合には、速やかにCEK所定の用紙によりCEKへ通知するものとする。但し、CEKが適当と認めた場合には、電話連絡による届出も認めるものとする。

2. 前項の届出を怠ったことに起因する障害等について、CEKは一切責任を負わないものとする。

第13条 (国内法への準拠)

この規約は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約に生じる一切の紛争については長野地方裁判所伊那支部を管轄裁判所とする。

第14条 (届出事項の変更)

本規約に定めのない事項または疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に立ち円満に解決するものとする。

生活あんしんサービス提供に伴う請求等に関する規約

第1条（規約の適用）

本規約は、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）が、生活あんしんサービスのプランごとに定める利用規約（以下「利用規約」といいます。）を承諾し、KDDIより生活あんしんサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供を受ける者（以下「契約者」といいます。）と株式会社エコーシティー・駒ヶ岳（以下「当社」といいます。）との間で、本サービスにかかる利用料の請求などについて適用されるものとする。

2. 当社およびKDDIがホームページその他の手段により通知する事項もこの規約の一部を構成するものとする。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがある。この場合には、変更後の規約によるものとする。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがある。

第3条（契約の成立）

本サービスの提供を受けようとする者が、利用規約を承諾し、かつ本規約を承認し、別に定める加入申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、当社を通じKDDIに提出しKDDIがこれを承諾したとき、かつ本規約に関しては当社がこれを承諾したときに、当社と契約者の間で本規約にかかる契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとする。

第4条（KDDIに係る債権の譲渡等）

契約者は、当社が利用規約の債権の譲渡に関する規定に基づき、譲渡されることとされたKDDIの債権を譲り受け、当社が請求することを承認するものとする。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとする。

第5条（初期費用・利用料）

本サービスにかかる初期費用・利用料は、利用規約の定めるところによる。当社に専用機器の取付を依頼する場合は、別記の取付工事費を申し受ける。

2. 故障時や解約時の機器交換及び回収を当社に依頼する場合は、別記の訪問手数料を申し受ける。

第6条（請求と支払など）

契約者は、各月の利用料を原則として口座からの自動振替またはクレジットカードによる方法で、当社の定める期日までに毎月支払いを行うものとする。初期費用は同様の方法で、初回の利用料に併せて支払うものとする。

第7条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先などの情報を、個人情報の保護に関する法律にのっとり、本規約およびKDDIが定める本サービスに係る業務の遂行上必要な範囲で適切に利用するものとする。

2. 当社は個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱うものとする。

- (1) サービスを提供すること。（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）
- (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
- (3) 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メールなどにより送付し、または電話すること。
- (4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、

郵便等を送付し、または電話すること。

(5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

(6) 前各号にかかわらず、次の場合にあってはその限りではない。

(ア) 法令に基づく場合。

(イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があつて、契約者の同意を得ることが困難であるとき

(ウ) 公衆衛生の向上または、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、契約者の同意を得ることが困難であるとき

(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、契約者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

3. 当社は前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとする。

第8条（利用の停止）

当社は、契約者が本サービスの利用料またはその他の債務について支払い期日を経過してもなおお支払わない、または支払わない恐れのあるときは、KDDIを通じ本サービスの利用を停止することが出来るものとする。

2. 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、通知催告等何らかの手續を要することなく、契約者による本サービスを停止し、利用規約を解除または契約者の資格を取り消すことができるものとする。なお、本項に基づき本サービスの利用が停止されたまたは利用契約が解除された場合であっても、契約者は、当該利用停止日または解除日の属する月にかかる利用料の支払義務を免れないものとする。

第9条（契約の解除）

利用規約の契約の解除に関する規定に基づき、退会し、もしくは契約解除したとき、または前条第1項に規定する事実があるときは、本契約も解除するものとする。なお、契約者は契約解除に伴っても債務の履行を免除されるものではないものとする。

第10条（債権の保全）

当社が第4条（KDDIに係る債権の譲渡）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとする。

第11条（債権回収代行会社などへの回収業務の委託）

契約者が利用料その他の債務について支払いを怠った場合は、当社が債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する可能性があることを契約者は予め承諾するものとする。

第12条（紛争の処理）

本規約について、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行うものとする。

第13条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとする。

附 則

本規約は平成28年3月1日から施行する。

別記 料金一覧

サービス	料 金		備 考
ケーブルプラス 電話	屋外工事	20,000 円	幹線分岐点から光放送端末(V-ONU)まで、光ケーブル一本引きの場合。建柱、地中化工事など特別工事の場合は実費。
	宅内工事	12,000 円	光放送端末(V-ONU)以降の宅内工事は宅内配線10m以内。
生活あんしん サービス	取付工事	700 円	
	訪問手数料	2,000 円	

◆解約金 最低利用期間の2年以内に契約の解除があった場合は、解約金10,000円を申し受けます。

◆撤去費用 撤去費用は実費を申し受けます。

〔記載料金について〕表記の金額は、全て税抜価額です。消費税は別途精算させていただきます。